

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年3月23日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500601号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500123号

第1 結論

請求者のA社における令和元年12月24日の標準賞与額を15万円に訂正し、令和4年7月14日及び同年7月29日については賞与支払年月日を同年7月29日とした上、標準賞与額を120万円に訂正することが必要である。

令和元年12月24日及び令和4年7月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年12月24日及び令和4年7月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和元年12月24日
② 令和4年7月14日
③ 令和4年7月29日

厚生年金保険の記録では、請求期間①、②及び③にA社から支給された賞与が、年金給付に反映されない記録となっているので、当該賞与を年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された月別給与一覧表により、請求者は、同社から請求期間①は15万円、請求期間②は100万円、請求期間③は20万円の賞与の支払を受け、当該各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間②及び③については、同一月内に2回の賞与が支払われているところ、この場合、最後の賞与支払の後、その月に支払った賞与額を合算して届け出ることとされていることから、当該各期間に係る賞与支払年月日については、令和4年7月の最後の賞与支払年月日である同年7月29日とし、標準賞与額については、請求期間②及び③の賞与額の合算額に見合う標準賞与額である120万円として記録することが妥当である。

なお、事業主が請求者の令和元年12月24日及び令和4年7月29日の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、請求者の当該各期間の賞与に係る届を年金事務所へ提出していない旨回答しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500602号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500124号

第1 結論

請求者のA社における令和元年12月24日の標準賞与額を30万円に訂正し、令和4年7月14日及び同年7月29日については賞与支払年月日を同年7月29日とした上、標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

令和元年12月24日及び令和4年7月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年12月24日及び令和4年7月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和元年12月24日
② 令和4年7月14日
③ 令和4年7月29日

厚生年金保険の記録では、請求期間①、②及び③にA社から支給された賞与が、年金給付に反映されない記録となっているので、当該賞与を年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社から提出された月別給与一覧表により、請求者は、同社から30万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

請求期間②及び③について、A社から提出された月別給与一覧表により、請求者は、請求期間②は330万円、請求期間③は35万円の賞与の支払を受け、請求期間②の賞与から標準賞与額の上限額である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間②及び③については、同一月内に2回の賞与が支払われているところ、この場合、最後の賞与支払の後、その月に支払った賞与額を合算して届け出ることとされていることから、当該各期間に係る賞与支払年月日については、令和4年7月の最後の賞与支払年月日である同年7月29日とし、標準賞与額については、請求期間②及び③の賞与額の合算額に見合う標準賞与額である150万円として記録することが妥当である。

なお、事業主が請求者の令和元年12月24日及び令和4年7月29日の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、請求者の当該各期間の賞与に係る届を年金事務所に提出していない旨回答しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500604号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500125号

第1 結論

請求者のA法人B事業所(以下「B事業所」という。)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成2年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

平成2年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成2年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成元年4月1日から平成2年3月31日までB事業所に勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成2年4月1日となるべきところ、同年3月31日となっているため、被保険者期間が1か月短く記録されており、納得できない。調査の上、当該喪失年月日を平成2年4月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、同僚の回答、同僚から提出された給与明細書等から判断すると、請求者は、請求期間においてB事業所に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のB事業所における平成2年2月の標準報酬月額の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A法人は不明と回答しているが、事業主が資格喪失年月日を平成2年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年3月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から資格喪失年月日を同年3月31日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500624号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500126号

第1 結論

請求者のA法人B事業所(以下「B事業所」という。)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成2年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

平成2年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成2年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和63年4月1日から平成2年3月31日までB事業所に勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成2年4月1日となるべきところ、同年3月31日となっているため、被保険者期間が1か月短く記録されており、納得できない。調査の上、当該喪失年月日を平成2年4月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、同僚の回答、同僚から提出された給与明細書等から判断すると、請求者は、請求期間においてB事業所に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のB事業所における平成2年2月の標準報酬月額の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A法人は不明と回答しているが、事業主が資格喪失年月日を平成2年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年3月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から資格喪失年月日を同年3月31日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。